

上下水道部合川庁舎 ZEB 化改修工事設計等業務公募型
プロポーザルの質問に対する回答

令和 2 年 8 月 26 日公表

No.	質 問	回 答
1	<p>実施設計業務特記仕様書の6. 管理技術者のチェック項目は適用無しとなっておりますが、工事監理業務特記仕様書の6. 管理技術者のチェック項目は建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士が適用となっております、管理技術者のこの解釈は令和3年6月1日の対象工事実施前に配置をすれば良いのでしょうか、それとも改修工事設計等業務全体の管理技術者として配置が必要なのでしょうかご回答願います。</p>	<p>工事監理業務の管理技術者は、令和3年6月1日の対象工事実施時に一級建築士を配置して下さい。</p> <p>また、改修工事設計等業務全体の管理技術者は、プロポーザル実施要項の10. 審査方法(1)に記載のとおり、一級建築士(国家資格)、建築設備士(国家資格)を有するものを配置した場合に優位に評価します。</p>